

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年8月30日
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年3月4日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年3月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

追加型証券投資信託（契約型）の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当初元本は1口当たり、9,135円とします。

格付けは取得していません。

<略>

<訂正後>

追加型証券投資信託（契約型）の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当初元本は1口当たり、9,135円とします。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

<略>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

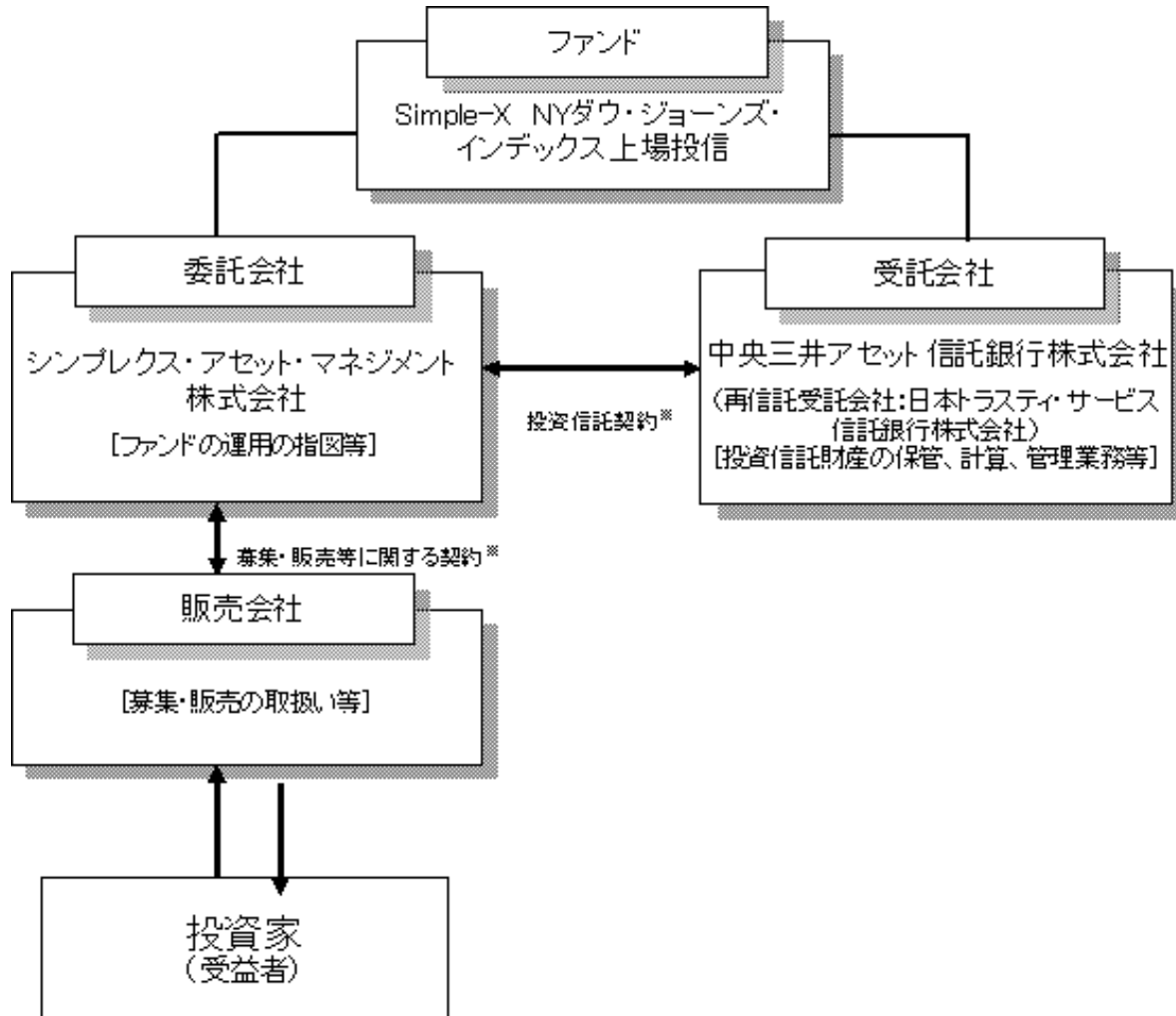
1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

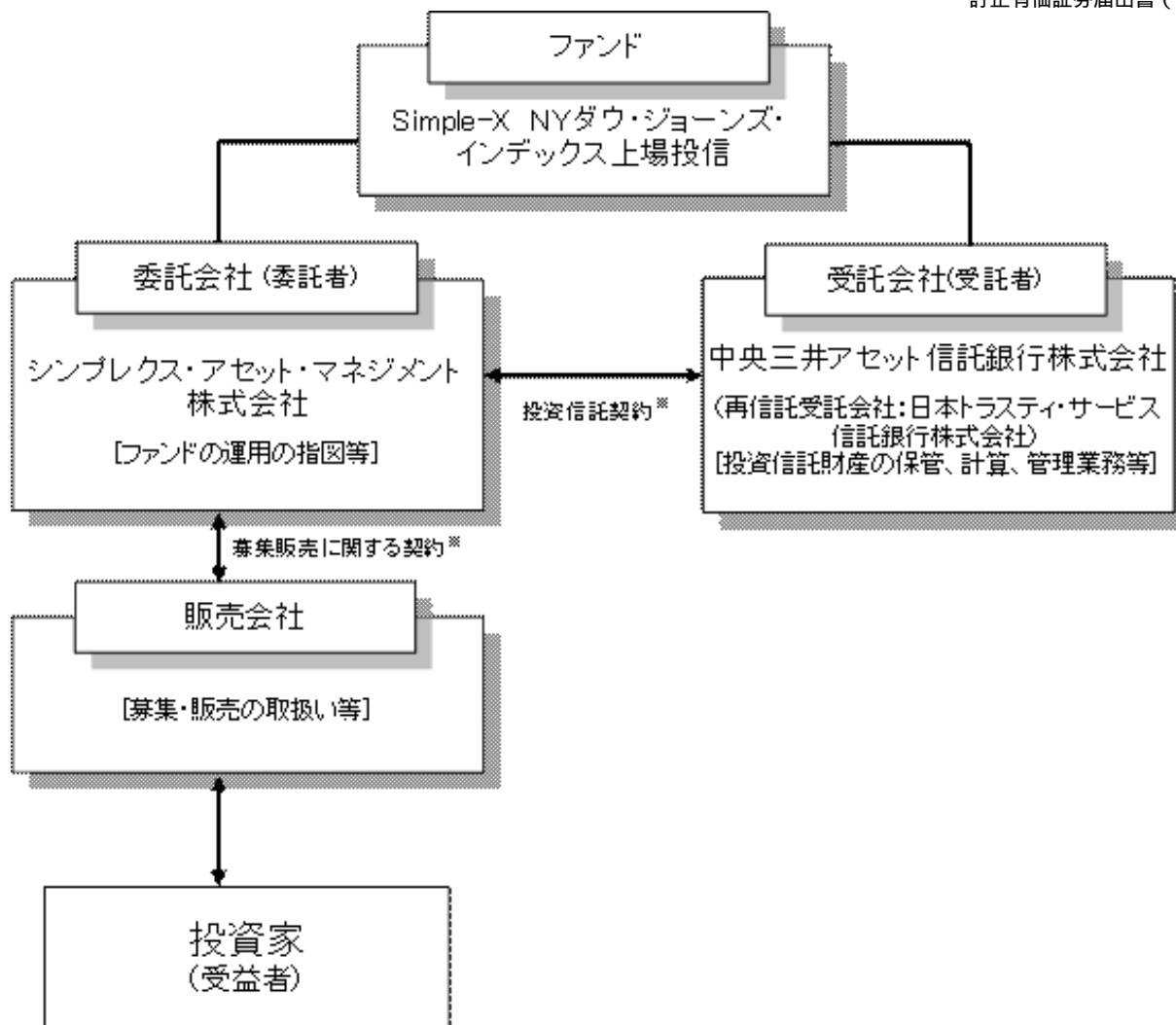
ファンドの仕組み

< 略 >

< 訂正前 >



< 訂正後 >



委託者の概況

< 訂正前 >

- a. 資本金（平成23年1月末日現在）
3億7千万円

< 略 >

- c. 大株主の状況（平成23年1月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

< 訂正後 >

- a. 資本金（平成23年6月末日現在）
3億7千万円

< 略 >

- c. 大株主の状況（平成23年6月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

< 略 >

< 訂正前 >

ファンドの運用体制、規程等は平成23年1月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

< 訂正後 >

ファンドの運用体制、規程等は平成23年6月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3【投資リスク】

(3) 委託会社のリスク管理体制

< 略 >

< 訂正前 >

上記のリスク管理体制は平成23年1月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

< 訂正後 >

上記のリスク管理体制は平成23年6月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

< 略 >

< 訂正前 >

受益権の上場に係る費用

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加信託総額（毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料126,000円（税抜120,000円）。
- ・上記の他、新規上場に際して、210万円（税抜200万円）の費用があります。

< 訂正後 >

受益権の上場に係る費用

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加信託総額（毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料126,000円（税抜120,000円）。

(5)【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 個人受益者の場合 >

受益権の売却時

- a. 受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対する税率は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

収益分配金の受取り時

- a. 分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）

解約金の受取り時

- a. 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対する税率は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人受益者の場合 >

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

収益分配金は益金不算入の対象となりません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

< 訂正後 >

< 個人受益者の場合 >

受益権の売却時

- a. 受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）

- b. ただし、平成21年1月1日から平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対する税率は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

収益分配金の受取り時

- a. 分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）

解約金の受取り時

- a. 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対する税率は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人受益者の場合 >

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

収益分配金は益金不算入の対象となりません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【ファンドの運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

以下は平成23年6月30日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	米国	1,047,601,814	99.97
親投資信託受益証券	日本	566,439	0.05
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		242,385	0.02
合計（純資産総額）		1,047,926,868	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<投資信託受益証券>

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率 (%)
米国	投資信託受益証券	シンプレクスNYダウ・ ジョーンズ・インデックス ・トラッカー・ファンド	110,290	8,842.36	975,250,254	9,498.61	1,047,601,814	99.97

<投資信託受益証券>

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	SAMマナー・マザーファ ンド	566,213	10,002.00	566,326	10,004.00	566,439	0.05

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産総額（円）	
第1期	（平成22年12月6日）	分配付：	1,001,559,832	分配付：	9,189
		分配落：	1,001,559,832	分配落：	9,189
平成22年 6月末日		931,162,431			
平成22年 7月末日		965,901,131			
平成22年 8月末日		901,122,693			
平成22年 9月末日		965,324,663			

平成22年10月末日	954,364,183	
平成22年11月末日	988,994,408	
平成22年12月末日	1,001,466,507	
平成23年1月末日	1,029,099,810	
平成23年2月末日	1,051,083,607	
平成23年3月末日	1,087,999,892	
平成23年4月末日	1,102,799,798	
平成23年5月末日	1,066,197,689	
平成23年6月末日	1,047,926,868	

【分配の推移】

該当なし

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (自平成21年12月7日 至平成22年12月6日)	0.6%
第2期中間 (自平成22年12月7日 至平成23年6月6日)	3.1%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(参考) シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド

(1) 投資状況

種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	米国	1,045,145,042	99.77
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		2,460,537	0.23
合計(純資産総額)		1,047,605,579	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) SAMマネー・マザーファンド

(1) 投資状況

種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		566,459	100.00
合計(純資産総額)		566,459	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
---	------	------	--------

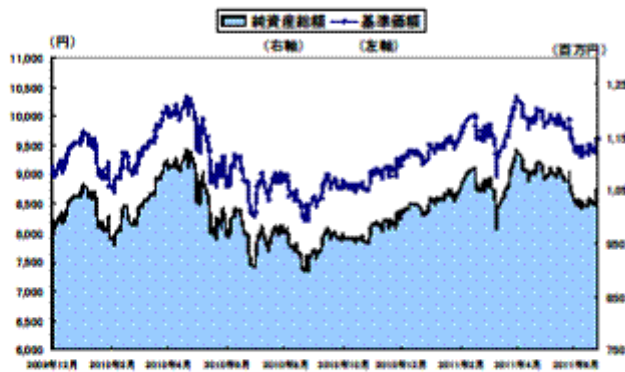
第1期	109,000	0	109,000
第2期中間	0	0	109,000

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績

<基準価額・純資産の推移>



<分配の推移>

決算期	分配金
2010年12月	0円
設定以来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

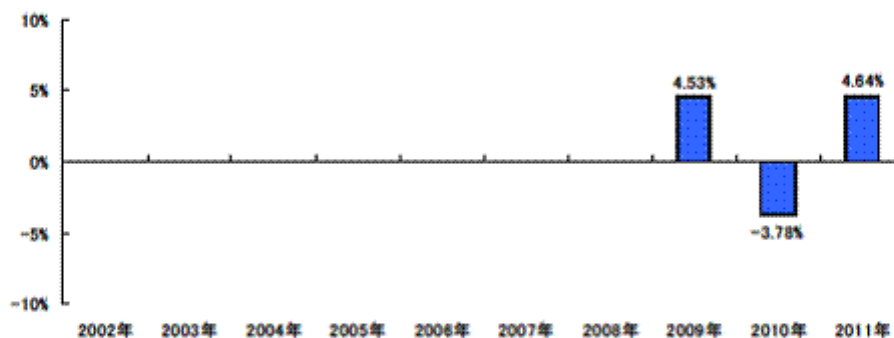
■組入資産

ファンド名	比率
シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド	99.97%
SAMマネー・マザーファンド	0.05%

■シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの外国株式組入上位10銘柄対象指標構成銘柄の実質組入れ比率(上位10銘柄)

銘柄名	組入比率
1 IBM	10.50%
2 キャタピラー	6.36%
3 シェブロン	6.23%
4 3M	5.73%
5 ユナイテッド・テクノロジー	5.32%
6 マクドナルド	5.21%
7 エクソンモービル	4.94%
8 ボーイング	4.48%
9 ザ コカ・コーラカンパニー	4.11%
10 ジョンソン・エンド・ジョンソン	4.08%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出しております。
- ・2009年については、設定日(2009年12月7日)から12月末までの収益率を記載しております。
- ・2011年については、年初から6月末までの収益率を記載しております。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成長を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1財務諸表」の末尾に、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間（平成21年12月7日から平成22年6月6日まで）については改正前の、当中間計算期間（平成22年12月7日から平成23年6月6日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成21年12月7日から平成22年6月6日まで）、及び、当中間計算期間（平成22年12月7日から平成23年6月6日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前中間計算期間 (自 平成21年12月7日 至 平成22年6月6日)	当中間計算期間 (自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。	同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前中間計算期間末 (平成22年6月6日現在)	当中間計算期間末 (平成23年6月6日現在)
1 信託財産にかかる期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円
2 中間計算期間末日における受益権の総数	109,000口	109,000口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成21年12月7日 至 平成22年6月6日)	当中間計算期間 (自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日)
1. その他費用の内訳 監査費用 525,000円 印刷費用、上場申請費用等 504,081円	1. その他費用の内訳 監査費用 525,000円 印刷費用、上場関連費用等 531,280円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 (平成23年6月6日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。

2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前中間計算期間末 （平成22年6月6日現在）	当中間計算期間末 （平成23年6月6日現在）
1口当たりの純資産額 9,315円	1口当たりの純資産額 9,474円

（参考）

当ファンドは「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」および「SAMマネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は、SAMマネー・マザーファンドの受益証券であります。

尚、同投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

資産・負債計算書

（単位：米ドル）

	（平成22年6月3日現在）	（平成23年6月3日現在）
区分	金額	金額
資産		
株式（取得原価）	10,922,264.31	10,858,483.27
株式評価差損益	32,580.06	1,971,386.87
未収配当金	28,403.47	29,954.27

現金	20,101.34	15,702.21
設立費	37,034.29	-
前払商標料	18,892.58	26,466.18
資産合計	10,994,115.93	12,901,992.80
負債		
未払監査費用	10,337.25	11,898.45
未払受託者報酬	18,936.96	18,936.96
未払管理報酬	6,037.95	6,961.20
未払登録費用	257.18	257.18
負債合計	35,569.34	38,053.79
純資産		
元本等		
元本	11,036,000.00	11,029,000.00
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	77,453.41	1,834,939.01
元本等合計	10,958,546.59	12,863,939.01
純資産合計	10,958,546.59	12,863,939.01
負債純資産合計	10,994,115.93	12,901,992.80

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「SAMマナー・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成22年6月6日現在)	(平成23年6月6日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		500,068	2,450,956
未収利息		1	3
流動資産合計		500,069	2,450,959
資産合計		500,069	2,450,959
純資産の部			
元本等			
元本	1 2	500,000	2,450,151
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		69	808

元本等合計		500,069	2,450,959
純資産合計		500,069	2,450,959
負債純資産合計		500,069	2,450,959

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(平成22年6月6日現在)		(平成23年6月6日現在)	
1. 期首	平成21年12月7日	1. 期首	平成22年12月7日
期首元本額	500,000円	期首元本額	200,052円
期首からの追加設定元本額	0円	期首からの追加設定元本額	2,250,099円
期首からの解約元本額	0円	期首からの解約元本額	0円
平成22年6月6日現在の元本の内訳(注)		平成23年6月6日現在の元本の内訳(注)	
Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	500,000円	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	2,450,151円
合計	500,000円	合計	2,450,151円
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	500,000口	2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	2,450,151口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年6月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等)は、短期間で決済され、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてお ります。
3. 金融商品の時価等に関する事項につい ての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定におい ては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成22年6月6日現在）	（平成23年6月6日現在）
1口当たりの純資産額 1.0001円 （1万口当たりの純資産額 10,001円）	1口当たりの純資産額 1.0003円 （1万口当たりの純資産額 10,003円）

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

平成23年6月30日現在

資産総額	1,048,168,253円
負債総額	241,385円
純資産総額（ - ）	1,047,926,868円
発行口数	109,000口
1口当たりの純資産額（ / ）	9,614円

第三部【委託会社等の情報】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」および「2 事業の内容及び営業の状況」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】（平成23年6月30日現在）

資本金の額	370百万円
発行する株式の総数	12,000株
発行済株式総数	7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成23年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は54本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は85,384百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	26	71,521百万円
単位型株式投資信託	18	9,519百万円
単位型公社債投資信託	10	4,344百万円
合計	54	85,384百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
	金額		金額	
(資産の部)				
流動資産				
1 現金		147		150
2 預金		820,425		878,110
3 前払費用		5,215		4,906
4 未収委託者報酬		65,420		89,596
5 未収運用受託報酬		86,919		148,138
6 未収投資助言報酬		19,368		16,627
7 その他		3,472		4,124
流動資産計		1,000,969		1,141,654
固定資産				
1 有形固定資産		4,480		9,918
(1) 建物附属設備	* 1	1,799	* 1	7,728
(2) 器具備品	* 1	2,681	* 1	2,189
2 無形固定資産		1,372		1,679
(1) 電話加入権		761		761
(2) ソフトウェア	* 2	610	* 2	542
(3) 協会基金		-	* 2	375
3 投資その他の資産		72,612		72,808
(1) 投資有価証券		-		100
(2) 出資金		10,000		10,000
(3) 長期差入保証金		62,593		62,708
(4) 長期前払費用		19		-
固定資産計		78,465		84,405
資産合計		1,079,434		1,226,060
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		12,104		12,687
2 未払金		138,670		166,576
3 関係会社未払金		18,538		18,322
4 未払費用		10,167		11,956
5 未払法人税等		23,133		52,990
6 未払消費税等		8,478		7,990
7 前受金		3,320		3,592
流動負債計		214,413		274,117
固定負債				
1 資産除去債務		-		16,520
2 繰延税金負債		-		2,527
固定負債計		-		19,048
負債合計		214,413		293,165
(純資産の部)				
株主資本				

1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1) 利益準備金	19,980		19,980	
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	475,041		542,915	
利益剰余金計		495,021		562,895
株主資本計		865,021		932,895
純資産合計		865,021		932,895
負債・純資産合計		1,079,434		1,226,060

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日		自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		761,852		833,648	
2 運用受託報酬		214,752		314,586	
3 投資助言報酬		89,352		71,856	
4 その他営業収益		5,510	1,071,467	6,510	1,226,601
営業費用					
1 支払手数料		152,909		117,384	
2 調査費					
(1) 調査費		19,817		19,671	
(2) 委託調査費		51,137		134,218	
3 委託計算費		32,237		36,559	
4 通信費		3,526	259,628	3,676	311,510
一般管理費					
1 給料					
(1) 役員報酬	* 2	172,800		* 2	216,760
(2) 給料・手当		243,026			225,649
(3) 賞与・退職金等		110,500			131,980
2 交際費		2,718		3,149	
3 旅費交通費		5,675		11,078	
4 業務事務委託費		12,881		21,295	
5 租税公課		4,360		4,434	
6 不動産賃借料		84,265		88,161	
7 固定資産減価償却費		3,663		3,519	
8 諸経費	* 1	62,893	702,785	* 1	68,888
営業利益			109,053		140,172
営業外収益					
1 受取利息		164		122	

2 法人税等還付加算金	6,788		-	
3 その他の営業外収益	745	7,698	0	123
営業外費用				
1 為替差損	1,071		246	
2 その他の営業外費用	-	1,071	23	269
経常利益		115,680		140,025
特別損失				
1 固定資産除却損	283		-	
2 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	283	8,491	8,491
税引前当期純利益		115,397		131,533
法人税、住民税及び事業税	20,511		61,132	
法人税等調整額	-	20,511	2,527	63,660
当期純利益		94,885		67,873

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	
	前事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	当事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	370,000	370,000
当期末残高	370,000	370,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	19,980	19,980
当期末残高	19,980	19,980
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	380,155	475,041
当期変動額		
当期純利益	94,885	67,873
当期変動額合計	94,885	67,873
当期末残高	475,041	542,915
株主資本合計		
前期末残高	770,135	865,021
当期変動額		
当期純利益	94,885	67,873
当期変動額合計	94,885	67,873
当期末残高	865,021	932,895
純資産合計		
前期末残高	770,135	865,021
当期変動額		
当期純利益	94,885	67,873

当期変動額合計	94,885	67,873
当期末残高	865,021	932,895

[次へ](#)

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	当事業年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	-	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法又は旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法又は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年 また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、固定資産減価償却費に含めて計上しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左

	<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引および個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4)長期前払費用 均等償却しております。</p>	<p>(3)リース資産 同 左</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。</p>	<p>貸倒引当金 同 左</p>
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法 同 左</p>

会計方針の変更

前事業年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	当事業年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
	<p>（資産除去債務に関する会計基準等） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,818千円減少し、税引前当期純利益は10,309千円減少しております。</p>

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物附属設備 811千円 器具備品 23,086千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物附属設備 10,667千円 器具備品 24,209千円
* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウェア 1,887千円	* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウェア 2,109千円 協会基金 75千円

（損益計算書関係）

前事業年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。 諸経費 4,663千円	* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。 諸経費 3,967千円
* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 年額 600,000千円 監査役 年額 5,000千円	* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 年額 600,000千円 監査役 年額 5,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

（リース取引関係）

前事業年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：千円)	(単位：千円)
器具備品	器具備品
合計	合計
取得価額相当額	取得価額相当額
7,271	7,062
7,271	7,062
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
<u>5,671</u>	<u>6,919</u>
<u>5,671</u>	<u>6,919</u>
期末残高相当額	期末残高相当額
1,600	142
1,600	142
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
一年以内	一年以内
1,524千円	154千円
1,524千円	154千円
一年超	一年超
<u>154千円</u>	<u>-千円</u>
<u>154千円</u>	<u>-千円</u>
合計	合計
1,679千円	154千円
1,679千円	154千円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料	支払リース料
1,549千円	1,549千円
1,549千円	1,549千円
減価償却費相当額	減価償却費相当額
1,454千円	1,412千円
1,454千円	1,412千円
支払利息相当額	支払利息相当額
62千円	35千円
62千円	35千円
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算出しています。	同 左
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料
一年以内	一年以内
61,611千円	61,611千円
61,611千円	61,611千円
一年超	一年超
<u>210,802千円</u>	<u>149,190千円</u>
<u>210,802千円</u>	<u>149,190千円</u>
合計	合計
272,414千円	210,802千円
272,414千円	210,802千円

(金融商品に関する注記)

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	820,572	820,572	-
(2) 未収委託者報酬	65,420	65,420	-
(3) 未収運用受託報酬	86,919	86,919	-
(4) 未収投資助言報酬	19,368	19,368	-
(5) 長期差入保証金	62,593	62,593	-
資産計	1,054,872	1,054,872	-
(1) 未払金	138,670	138,670	-
(2) 関係会社未払金	18,538	18,538	-

(3) 未払法人税等	23,133	23,133	-
負債計	180,341	180,341	-

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3) 満期のある金融債権等の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	820,572	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	65,420	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	86,919	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	19,368	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,593	-	-
合計	992,279	62,593	-	-

注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	878,260	878,260	-
(2) 未収委託者報酬	89,596	89,596	-
(3) 未収運用受託報酬	148,138	148,138	-
(4) 未収投資助言報酬	16,627	16,627	-
(5) 長期差入保証金	62,708	62,708	-
資産計	1,195,329	1,195,329	-
(1) 未払金	166,576	166,576	-
(2) 関係会社未払金	18,322	18,322	-
(3) 未払法人税等	52,990	52,990	-
負債計	237,888	237,888	-

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3) 満期のある金融債権等の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	878,260	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	89,596	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	148,138	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	16,627	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,708	-	-
合計	1,132,621	62,708	-	-

注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得価額	貸借対照表 計上額	差額
証券投資信託 受益証券	100	100	-
計	100	100	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																										
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">4,190千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,428千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,618千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6,618千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table>	未払費用否認	4,190千円	未払事業税	2,428千円	繰延税金資産小計	6,618千円	評価性引当額	6,618千円	繰延税金資産合計	- 千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">4,203千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,392千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">6,724千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,319千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">15,319千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産（除去費用）</td> <td style="text-align: right;">2,527千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,527千円</td> </tr> </table>	未払費用否認	4,203千円	未払事業税	4,392千円	資産除去債務	6,724千円	繰延税金資産小計	15,319千円	評価性引当額	15,319千円	繰延税金資産合計	- 千円	固定資産（除去費用）	2,527千円	繰延税金負債合計	2,527千円
未払費用否認	4,190千円																										
未払事業税	2,428千円																										
繰延税金資産小計	6,618千円																										
評価性引当額	6,618千円																										
繰延税金資産合計	- 千円																										
未払費用否認	4,203千円																										
未払事業税	4,392千円																										
資産除去債務	6,724千円																										
繰延税金資産小計	15,319千円																										
評価性引当額	15,319千円																										
繰延税金資産合計	- 千円																										
固定資産（除去費用）	2,527千円																										
繰延税金負債合計	2,527千円																										
<p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費 永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価引当額</td> <td style="text-align: right;">23.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費 永久に損金に算入されない項目	0.9%	住民税均等割	0.2%	評価引当額	23.9%	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7%	<p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費 永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価引当額</td> <td style="text-align: right;">6.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費 永久に損金に算入されない項目	0.9%	住民税均等割	0.2%	評価引当額	6.6%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%		
法定実効税率 (調整)	40.7%																										
交際費 永久に損金に算入されない項目	0.9%																										
住民税均等割	0.2%																										
評価引当額	23.9%																										
その他	0.2%																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7%																										
法定実効税率 (調整)	40.7%																										
交際費 永久に損金に算入されない項目	0.9%																										
住民税均等割	0.2%																										
評価引当額	6.6%																										
その他	0.0%																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%																										

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	16,333千円
時の経過による調整額	186千円
期末残高	16,520千円

（注）当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
917,315	274,447	34,838	1,226,601

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所施設の賃貸等	4,663	関係会社未払金	18,538
親会社の役員が支配する会社	(株)シンプレクス・ホールディング	東京都千代田区	90,000	資産運用・管理	(被所有) 間接・31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託収入	5,500	-	-

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

- 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。
- 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスは非上場であります。

（2）財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約 役員の兼任	運用受託報酬 投資助言報酬(注1)	136,086 86,852	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬	75,536 19,368
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費 貸付金の返済	2,652 12,749	未払金	665

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所施設の賃貸等	3,967	関係会社未払金	18,322
親会社の役員が支配する会社	(株)SIMPLEX	東京都千代田区	90,000	資産運用・管理	(被所有)間接・31.08%	オフィス共有事務協力関係	事務受託収入	6,500	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

3. 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスは非上場であります。

4. (株)シンプレクス・ホールディングは、平成22年6月28日付で社名を(株)SIMPLEXに変更しました。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約 役員の兼任	運用受託報酬	202,591	未収運用受託報酬	120,146
							投資助言報酬(注1)	71,856	未収投資助言報酬	16,627
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		当事業年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	116,894円76銭	1株当たり純資産額	126,066円89銭
1株当たり当期純利益	12,822円34銭	1株当たり当期純利益	9,172円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		同左	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益	94,885千円	当期純利益	67,873千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	94,885千円	普通株式に係る当期純利益	67,873千円
期中平均株式数	7.4千株	期中平均株式数	7.4千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」を、以下のとおり更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 : 中央三井アセット信託銀行株式会社
資本金の額 : 11,000百万円（平成23年3月末現在）
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額 : 51,000百万円（平成23年3月末現在）
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

(2) 販売会社

名称 : シティグループ証券株式会社
資本金の額 : 963億円（平成23年3月末現在）
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称 : S M B C 日興証券株式会社
資本金の額 : 10,000百万円（平成23年3月末現在）
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年7月7日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 柴 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成21年12月7日から平成22年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成22年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年12月7日から平成22年6月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
() 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山崎 慎 司
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査法人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年7月6日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成22年12月7日から平成23年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成23年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年12月7日から平成23年6月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
() 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。